

第10回 定例農業委員会総会議事録（第25期）

1 日 時 令和6年4月25日（木）8時59分～9時36分

2 場 所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②樫八重 玲子 ④矢櫛 学 ⑤白濱 和利
⑥牛堀 佐喜子 ⑦園田 勇一 ⑧馬見新 貢 ⑨尻無濱 俊幸
⑩中野 和徳 ⑪石原 勇一郎 ⑫田嶋 輝男

出席農地利用最適化推進委員（7名出席）

○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正 ○石原 岩雄 ○尾上 進
○山平 俊治 ○野崎 正信

4 欠席委員

③高原 熊夫

5 議事日程

諮問第4号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について
報告第1号 治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告について
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 事務局長 下脇 一博
管理係長 平瀬 修治
主査 岩崎 展幸
主任 川畑 幸博
○農政林務課 主事 奥 裕太

議長 (田嶋 輝男)

ただいま、事務局より報告がありましたように、現在の出席委員は 11 名であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、総会が成立していることを御報告いたします。

それでは、ただいまから第 10 回定例農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名であります。議長において、11 番 石原委員、1 番 久保委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 2、会期並びに議事日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、第 10 回定例農業委員会総会は、本日 1 日限りと決定いたしました。

なお、議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり作成しましたので、御了承願います。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 3、諸報告であります。4 月 1 日に人事異動に伴う辞令交付を農業委員会事務局内で行いました。

4 月 9 日には、鶴翔高校において令和 6 年度入学式が開催され、出席いたしました。

4 月 10 日には、鹿児島市内で開催されました定例常設審議委員会に出席いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 4、諮問第 4 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。

農政林務課の説明を求めます。

農政林務課 (奥 裕太)

諮問第 4 号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農業委員会に意見を聴くこととなっておりますので諮問いたします。

今回の計画につきましては、令和 6 年 7 月 1 日貸付開始分の申請であり、5 月 15 日までに鹿児島県地域振興公社へ提出を予定しています。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地の筆数が63筆、面積63,328㎡となっております。

農地の所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

資料の右端に記載している利用権設定等を受けるもの(耕作者)は14名であり、認定農業者が13名、地域の中心的な担い手が1名となっております。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政林務課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 (尻無濱 俊幸)

内容は分かるのですが、住所が違う人がいる。

52から59番の「〇〇」さんは、前に何かで行ったときに違う住所だった。

自分は違うと思っているのだけど。

農政林務課 (奥 裕太)

そこについては、こちらで確認して報告するようにします。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、諮問第4号については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第5、報告第1号 治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

報告第1号、治山工事に伴う農地の保安林指定に関する協議の報告について御説明いたします。

鹿児島県北薩地域振興局より農地の保安林指定についての協議が1件ありましたので報告します。

総会資料は3ページ、地図は1ページ目を御覧ください。

本件は、令和6年3月26日付け北林水第1409号で、鹿児島県北薩地域振興局から農地の保安林に関する協議があったものです。

対象地は、大川〇〇番の96㎡と大川〇〇番の250㎡で、地目はどちらも畑です。現地確認につきましては、令和6年4月5日に事務局3名で行いました。

本件は、県が実施する治山事業で、森林の維持造成を図る保安施設事業であることから、土地所有者の承諾を得て森林法第33条により対象地を保安林に指定するものです。

申請地は、自生したと推測される雑木が繁茂し、山林状態であるため、非農地と認められ、本件土地を耕作の用に供するには多大な経費を要し、農地として利用する利益に乏しいと確認し、農地以外の現況であり、保安林に指定することに異議はない旨を回答しております。

以上で報告を終わります。

議長（田嶋 輝男）

事務局の説明が終わりました。

本件については、鹿児島県北薩地域振興局農林水産部林務水産課長に対し、治山工事に伴う農地の保安林指定については、異議がない旨での回答を行ったことを報告します。

議長（田嶋 輝男）

日程第6、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩崎 展幸）

それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案書の5ページから6ページを御覧ください。

ただ、今月の農地法第3条の申請は、所有権移転が5件の予定でしたけれども、整理番号4番の「〇〇」のところが譲渡人の「〇〇 〇〇」さんがお亡くなりになったということで申請取下げをされておりますので、整理番号4については取下げになります。

それでは、整理番号1についてであります。

地図は別添資料2ページから3ページになります。

申請地は、波留〇〇番 外1筆の畑で合計面積は911㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、親戚である譲渡人から農地を受贈するものです。

申請地については、令和5年2月より中間管理機構を介した賃貸借が結ばれていましたが、これを解約し、譲受人に贈与するものです。

取得後は、申請地でジャガイモやカボチャを耕作される計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

続きまして、整理番号2についてであります。

地図は別添資料4ページになります。

申請地は、山下〇〇番 外3筆の田と畑で合計面積は779.8㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲渡人の農業廃止に伴い、譲渡人からの要望もあり農地を譲り受けるものです。

取得後は、申請地でジャガイモを栽培する計画であり、労働力等につきましても許可要件を全て満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

続きまして。整理番号3についてであります。

地図は別添資料5ページになります。

申請地は、多田〇〇番の畑で面積は2,211㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲受人が、譲渡人が所有する農地を取得し、経営規模拡大を図るものです。

取得後は、申請地でタケノコを栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件を満たしております。

なお、本件は、売買による所有権移転です。

続きまして、整理番号4については、取下げになります。

続きまして、整理番号5についてであります。

地図は別添資料7ページになります。

申請地は、脇本〇〇番の畑で面積は672㎡です。

譲受人は「〇〇 〇〇」さんで、譲渡人は、「〇〇 〇〇」さんです。

申請の理由は、譲請人の経営規模拡大に伴い、譲渡人から農地を受贈するものです。

取得後は、申請地で露地野菜等を栽培される計画であり、労働力等につきましても許可要件を満たしております。

なお、本件は、贈与による所有権移転です。

つきましては、各案件ともに農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

8番 馬見新 貢 委員

委員 (馬見新 貢)

議案第 15 号に係る調査は、4月10日に「10番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

いずれの申請人も農機具の所有状況、就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。

したがって、調査結果は許可相当であります。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 7、議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは、議案第 16 号について説明いたします。

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件です。

整理番号 1 の案件から御説明いたします。

議案書は 8 ページ、地図は 8 ページから 9 ページを御覧ください。

本件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権設定です。

申請地の位置は、市役所大川出張所から北約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 2 種農地に該当します。

申請譲受人は、本市大川に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請借人は現在、申請地の近くに住居がありますが、駐車場が無いため、申請地を譲り受けて駐車場として利用するため本件を申請されました。

申請地は、整地され駐車場が整備されます。また、排水は自然流下により流水されます。

続きまして、整理番号2の案件を御説明いたします。

地図は10ページから12ページを御覧ください。

本件は、キャンプ場への転用を目的とする売買による所有権設定です。

申請地の位置は、市役所三笠支所から南南東約〇〇キロメートルの所です。

申請地の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当します。しかし、申請地を含めた区域については、海岸線に近く、また、保安林があるとはいえ、塩分を含む砂が多く、作物が育ちにくい農地であるため、耕作をあきらめる農業者が多く、自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することには支障があるため、一団の農地として取り扱わず、この申請地については、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当するものです。

申請譲受人は、鹿児島市に居住されている「〇〇 〇〇」さんです。

申請人は、新規事業として需要の高い家族が車で来ることができるオートキャンプ場を申請地で運営したいと計画し、また、阿久根市の観光の活性化にも貢献したいと考え、本件を申請されました。

このキャンプ場は、敷地内に区画を定め、その区画内に車を止めるスペースとテントを張るスペース設けるもので、利用者が自分でテントを張って宿泊するだけなので旅館業の許可がいらぬものになります。

また、保安林等に歩道を整備することはないとのことで、農政林務係との話し合いは行っているとのこと。

また、申請地の一部は、阿久根県立自然公園の普通地域ため、土地の形状変更を行う場合などには許可申請ではなく、届出が必要となります。

申請地は、整地され、キャンプ場、管理棟、駐車場等が整備されます。

周辺の農地に対しては、フェンスを設置するなどの対策は取られており、周辺への被害はないものと考えられます。また、転用に際し、地元関係者の同意も得られています。

申請地の排水については、管理棟部分のシャワー、トイレの排水は合併浄化槽により処理され、側溝へ流水されます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

10番 中野 和徳 委員

委員 (中野 和徳)

議案第16号に係る調査結果について報告します。

調査は、4月10日に、8番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の案件について報告します。

申請地は、東側は田、北側は水路、西側は道路、南側は宅地に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、盛土を行い、法面保護をするなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の案件について報告します。

申請地は、東側は宅地と保安林、北側及び南側は畑、西側は保安林、に隣接していました。

申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けて、フェンスを設置するなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないものと思われま

す。これらを含めた申請内容は、立地基準及び一般基準に適合すると認めます。

したがいまして、本件は許可相当であります。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 (白濱 和利)

この申請地までの県道からの入口は、どこから入るのですか。

事務局 (岩崎 展幸)

県道からの入口の宅地の部分ですが、今、「〇〇 〇〇」さんが煙草の栽培を行っています。ここのハウスについては、撤去が可能であり、通路部分についてのみ、「〇〇」さんに貸し出し、それ以外の部分でハウスを縮小して栽培を続けるとのことでありました。

議長 (田嶋 輝男)

他に質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。

調査委員の報告のとおり許可することに御異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8、議案第 17 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)

それでは、議案第 17 号 令和 6 年農用地利用集積計画書 第 4 号について説明させていただきます。

なお、本計画書の公告年月日は、令和 6 年 4 月 30 日となります。

まず、計画書の 1 ページから 2 ページになりますが、所有権移転に関して記載しており、今回は 4 件でありました。

整理番号 1 の譲受人は、桐野下区で認定新規就農者の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は同じく桐野下区の「〇〇 〇〇」さんで、田 7 筆 8,372 m²、畑 16 筆 25,244 m²、山林 5 筆 15,437 m²の計 28 筆 49,053 m²を果樹及び水稲の栽培を目的として、親子間での贈与による所有権移転となっております。

また、計画書の備考欄にも記載しておりますが、山林の 5 筆については、いずれも果樹を植栽し現況地目は畑となっており、所有権移転の手続きにあたっては、まず代位登記により山林から畑への地目変更を行った後、所有権移転の手続きを行うこととなります。

次に 2 ページになりますが、2 番の譲受人は、古里区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さん、譲渡人は薩摩川内市在住の「〇〇 〇〇」さんで、畑 3 筆 1,266 m²を露地野菜の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。

次に 3 番と 4 番の譲受人は、いずれも尾崎区で担い手農家の「〇〇 〇〇」さんで、3 番の譲渡人は福岡市在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 783 m²、畑 3 筆 529 m²の計 4 筆 1,312 m²を、4 番の譲渡人は大阪府在住の「〇〇 〇〇」さんで田 1 筆 286 m²、畑 3 筆 927 m²の計 4 筆 1,213 m²を、いずれも露地野菜の耕作を目的として、売買による所有権移転となっております。以上が所有権移転分であります。

次に 3 ページになります。利用権の設定に関する総括表となっております。

今回は、再設定が 6 件、新規が 1 件の計 7 件であり、設定の期間は 5 年間で 4 件、10 年間で 3 件となっております。

また、面積については、田が 5 筆の 4,200 m²、畑が 5 筆の 8,131 m²の計 10 筆 12,331 m²となります。

次に、内訳を 4 ページ以降に記載しておりますので、それぞれ説明させていただきます。

まず、1 番から 6 番までは、再設定の案件で、1 番の借人は丸内区の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は東京都在住の「〇〇 〇〇」さんで、田 1 筆 1,076 m²を、年間 5 千円の賃借料で 5 年間の賃借権設定となっております。

次に 2 番の借人は、農地所有適格法人である「農事組合法人〇〇〇」、貸人は瀬之浦上区の「〇〇 〇〇」さんで畑 1 筆 3,567 m²を、年間 10a あたり 5 千円の賃借料で

10年間の賃借権設定となっております。

次に3番から5番の借人は、いずれも瀬之浦下区の認定農業者である「〇〇 〇〇」さんで、3番の貸人は古里区の「〇〇 〇〇」さんで、田1筆653㎡を5年間の使用賃借権設定となっており、4番の貸人は名古屋市在住の「〇〇 〇〇」さんで田1筆1,254㎡を、年間10aあたり1万円の賃借料で5年間の賃借権設定となっており、5番の貸人は古里区の「〇〇 〇〇」さんで田2筆1,217㎡を、年間6,500円の賃借料で5年間の賃借権設定となっております。

次に5ページになります。

次に6番の借人は、段区の担い手農家である「〇〇 〇〇」さん、貸人は東京都在住の「〇〇 〇〇」さんで畑2筆1,094㎡を、10年間の使用賃借権設定となっております。

次に7番の借人は、桐野上区の認定農業者である「〇〇 〇〇」さん、貸人は桐野下区の「〇〇 〇〇」さんで畑2筆3,470㎡を、10年間の使用賃借権設定となっております。

以上、所有権移転4件、利用権設定7件について説明させていただきました。
御審議の程、よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている本件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案されました案件は、全部議了しました。

次に、委員の皆様から報告などがありましたらお願いします。

委員 ～なしの声あり～

議長 (田嶋 輝男)

それでは、以上をもちまして、第 10 回定例農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時36分

議事録署名日 令和 6 年 5 月 15 日

農業委員会会長 田 嶋 輝 男

議事録署名人 石 原 勇 一 郎

議事録署名人 久 保 秀 幸

書 記 下 脇 一 博